

令和7年4月1日からの地域計画と農振除外・農地転用許可の手続き

- ・地域計画内の農地については、農業振興地域の農用地区域（※1）からの除外や農地転用許可には、あらかじめ地域計画の変更（除外）手続きが必要になります。
- ・地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可に係る事前相談などは開始できますが、農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

